

栃木市市民会議 第8回自治基本条例部会 会議要旨

日 時：平成28年5月11日（水） 午後7時25分～午後8時45分

会 場：栃木市役所 301会議室

出席者数：委員13名、事務局3名

1 開会

3 議事

（自治基本条例部会長が選出されていないため、赤羽根総務部長が進行）

1) 部会長の選任について

赤羽根委員： 自治基本条例部会長が決まるまでの間、議事の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは、早速議事に入らせていただきます。（1）「部会長の選任について」を、議題といたします。部会員の名簿につきましては、先ほど、全体会において使用しました「資料2」をご覧ください。栃木市市民会議条例及び同条例施行規則により、部会長は、部会員の互選により、決定するとなっております。皆様から部会長のご推薦がございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。

委 員： 前回に引き続いて、児玉先生をお願いしたいと思うのですが。

赤羽根委員： ただいま児玉委員との発言がございましたが、皆様いかがでしょうか。

赤羽根委員： では、皆様異議がないということです。また、ただいま児玉委員から部会長をお引き受けいただく旨のお言葉をいただきました。皆様、児玉委員に自治基本条例部会長をお願いするという事でよろしいでしょうか。

—異議なし—

赤羽根委員： それでは児玉先生に部会長をお願いします。

—児玉委員部会長席に移動—

児玉部会長： 白鷗大学の児玉です。引き続きご協力のほどをよろしくお願いいたします。

事務局： ありがとうございます。議事に移る前に児玉部会長に市民会議条例施行規則第4条第4項に基づきまして部会長の職務を代理する委員を指名してい

ただきたいと思います。

児玉部長： 副部長につきましては、三橋先生お願いしてよろしいでしょうか。

三橋委員： はい、わかりました。よろしくお願いいたします。

2) 条例の検証作業について

児玉部長： 次第に沿いまして、議事を進めて参ります。議事の(2)になりますが、条例の検証作業についてですが、本日本日予定している条例の検証は第12条、29条、31条、38条、44条、45条の6条という事になります。条文ごとに事務局から説明をお願いいたします。

(第12条) 資料1

事務局： 第12条は青少年や子供のまちづくりの関わり方に関する条文です。第1項において満20歳未満の青少年の年齢に応じた参画の権利を、第2項で、そうした青少年が安全で健やかに育つ環境を、市民または市が整備に努めることを規定しております。

別冊の資料、「栃木市子ども・子育て支援事業計画」をご覧ください。市では、子供の健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境づくりを進め、子育て世代の人口の維持、増加を図っています。基本政策は4ページをご覧くださいと思います。保育、子育て環境の充実、子供の成長の支援、地域環境の整備を目標に取り組みを行っております。続いて、もう1つ別の冊子、「教育基本計画」をご覧ください。こちらは教育の面から見た環境整備を推進しております。3ページ、4ページをご覧くださいと思います。3ページ4ページに施策の体系が載っております。「ふるさとの風土で育む人づくり街づくりー栃木未来アシストネットの構築ー」このスローガンの下、各種施策の展開がされております。こうした環境整備の下、それぞれの年齢に応じたまちづくりのあり方の一例として「とちぎ高校生蔵部」の取り組みをご紹介しますと思います。資料3ページ以降をご覧くださいと思います。こちらは学校の枠を超えて高校生がカフェや映画館などの運営を通じたまちづくりに参画しております。27年度につきましては、栃木市マップの作製でありますとか、そういった事業を行っております、引き続き平成28年も継続して活動しています。

児玉部長： 何かご質問ございましたらお願いします。

委員： 資料の1ページの解説の4行目、「選挙権をもたず」というような表現があ

りますよね。今度18歳で選挙権を与えられるようになった場合、この辺の表現はどういう風にするのかはわかりませんが、いずれにしてもこれは変えなくちゃいけないのではないかと思います。

それから12条の2項で青少年や子供が健やかに育つ環境整備を謳っているわけですが、藤岡町では保育園を1つにしたが、このことによって待機児童はどうなっているのだろうか。こういうことをなぜ質問をするかと言うと、条例の規定がどのように活かされているのかという観点で必要ではないかという風に思いますので、質問させていただいた。

それに関連して、栃木市の教育計画の1つ、学校教育の充実の中の単位施策、確かな学力の育成というのがありますが、教員の数は十分に間に合っているかどうかということについて質問します。

それと単位施策の2豊かな心及び健やかな体の育成というところで(1)の道徳教育の充実とありますが、主にどんな内容をやろうとしているのか。5月5日の下野新聞によると、児童生徒の道徳性の評価の観点が分からないと現場教員が懸念している、というニュースが載っているが、その関連で道徳教育をどのように進めていくのか。

児玉部会長： 選挙権が20歳以上から18歳以上に引き下げられまして、これに伴って12条にある満20歳未満という規定を見直す必要があるのではないかとのご指摘ですけれども、まずこの点についてはいかがでしょう。

事務局： この選挙権を持たずと言う表現ですと、20歳未満の青少年全員が選挙権を持たないという表現になっていますので、今後、選挙権が18歳以上となれば、表現をそれにそった形で修正させていただきたいと思います。具体的にどのように修正するかはまたお時間をいただいて検討させていただきたいと思います。

児玉部会長： 青少年や子供の年齢は一律に決まっているわけではなくて、民法や少年法とか児童福祉法によって捉え方は違ってきます。公職選挙法の改正によってただちに条例改正が必要とは言えないのですが、常識的に見直すべきだろうと思われまして、市民には、市政に参加する権利とまちづくりに参画する権利がありまして、市政に参加する権利は、日本国籍を有して選挙権を有するというので、公職選挙法と整合性を図る必要があるのですけれども、まちづくりに参画する権利は、もっと広く捉えられているところなのです。

委員： ここの規定をどうこう変えろというところまで、自分の頭ではいってないのですが、「選挙権を持たず」と解説に書いてあり、公職選挙法が改正になったものですからこの辺のところは何かやらなきゃいかんだろうなと単純に思

いました。

児玉部会長： いずれにしても解説は変えないといけませんよね。

委員： その上で部会長の言うようなことでの見直しが必要なのかという論議はあるんだろうなということを今思いました。

児玉部会長： それ以外の質問は、待機児童と、教職員数と、道徳教育でしょうか。内容に関する事柄となるので総合計画部会の行政評価に関わる部分ですが。

事務局： 2つ目から4つ目のご質問につきましては、例えば待機児童数が藤岡地域でどうなっているかというデータは持ち合わせていません。そして教員数に関してももちろんここにありますし、道徳の評価と言うことに関してもコメントをすることは総務課としてはできませんので、後で確認して、お知らせしたいと思います。

児玉部会長： この自治基本条例部会では、条例に基づいた制度や組織が整っているかどうかをチェックし、施策の内容については総合計画部会で検討します。重複して検討していくことは構わないのですけれども、1つ目の質問についてはぜひ庁内で検討していただきたいが、2つ目以降はお答えいただける範囲でよろしいかと思えます。

では、他にこの条文に関してご質問はありますか。この12条に基づき、栃木市としても、子ども・子育て支援事業計画を策定し、栃木市教育計画を策定して、青少年、子どもが安全安心で健やかに育つ環境整備に努めているので、条文の趣旨に沿った制度化が図られていると思えますけれども、いかがでしょうか。

委員： 健やかに育つということを含めて大丈夫なのですかという疑問がありました。自治基本条例部会だけでも、やっぱりちょっと質問しておきたい。

児玉部会長： 計画の中に待機児童に対する対策とか、教育の環境整備とか、道徳教育の進め方がきちんと課題として盛り込まれているかということですね。

事務局： 今のご質問に対しまして、待機児童の問題と教職員の関係について簡単にご説明させていただきたいと思えます。先ほどお話がありました通り、藤岡の保育園につきましては、本年度から3園を統合いたしまして、ハートランド保育園という保育園を造りました。昨年までの状況ですと、藤岡地域の保育園につきましては、基本的には定員に達していなかったのではないかと、そうした中でハートランド保育園を新設いたしまして、現在、正確には調べ

ておりませんが、新設する際に待機児童が生ずるような新設の仕方はしていないのではないかと考えております。

教職員の関係ですけれども義務教育の先生方につきましては、県費負担教職員と言いまして、県が給料を支払って配置しているという形になっております。そうした中で複式学級が市内にいくつか該当するようなところがございまして、市費で教員を採用いたしまして、学校に配置して複式学級にならないような対応をとっておりますので、教職員の数につきましても、他の自治体と比べれば市負担の教職員の分だけ加配となっているというような状況でございます。

児玉部会長： 12条は以上ということで次の条文に進めます。

(第29条) **資料2**

児玉部会長： 第29条の市政運営の基本について説明をお願いします。

事務局： 自治部会資料2をご用意ください。第29条はまちづくりのうち、市が担う市政運営の基本事項について規定しています。第1号、「市民の福祉の増進に努めるとともに、市民の意見が反映されるよう努めること」につきましては広聴事業ということで市政の意見を反映させるために市政メール箱とパブリックコメント手続きが制度として整備されております。

第2号、「公平、公正を確保し、かつ透明性の高い事務執行に努めること。」につきましては、行政手続条例ということで行政が行う許可・認可などの処分や行政指導に関する手続きを定めており、許認可の審査基準などを明らかにすることで透明性の確保を図っております。市のホームページ上で許認可に関する審査基準、標準処理期間、不利益処分基準を確認できるよう公表しております。

第3号「最小の経費で最大の効果を上げるよう努めること」と第6号「行政改革の計画的な推進に努めること」については行政改革大綱財政自立計画ということで最小の経費で最大の効果をあげることに定めております。19ページ下段に図がありますが、この取り組みの推進体制として計画、実行、検証し改善を図る。このサイクルを継続して行うことで実効性のあるものにしていこうとしています。またこの検証の過程で、市民会議が活用されているところです。

第4号の「地域における資源を最大に活用するよう努めること」については20ページに栃木市観光基本計画で、地域の観光資源を新市として一体的で有効的な活用を目指したものとして定めております。また、23ページは渡良瀬遊水地ハートランドプランということで、観光だけではなく、環境、またはスポーツのような地域資源としての有効活用をこのプランの中で図って行こうとなっております。

第5号、「持続的な循環型社会を築くよう努めること」については、既に前の自治基本条例部会の方で検証済みですが、25ページに環境都市宣言を再度資料として載せています。この環境都市宣言により、持続的な循環型社会を目指していきます。

第7号、「全ての市民が共有できるわかりやすい簡素な行政制度の構築につとめること」については、前の部会で紹介した制度ですが、新たな地域自治制度ということで地域会議とまちづくり実働組織と地域まちづくりセンターの3者で連携していこうということで制度化されたものです。

第8号につきましては、「市が保有する財産は次世代に引き継がれる市民共通の財産であることを認識し、効率的な管理及び活用に努めること」については29ページに栃木市橋梁長寿命化修繕計画があります。市が保有し管理する財産の1つとして橋があります。老朽化する橋が今後増大していくことが予想されておりますので、壊れてから大規模修繕や架け替えを行う従来型の維持管理では近い将来、費用が膨大に発生する時が重なって来てしまいます。この計画では、橋梁等の機能診断を行いまして、長寿命化を図っていきながら、将来発生するであろう修繕に関するコストを平準化し、最終的には総コストの縮減を図っていく計画です。

児玉部会長： ただいまの説明について何かご質問ありますでしょうか。

委員： 1つは今回の総合支所の組織改編。これはよくわからないけれども、「最小の経費で最大の効果を」と名付けた行政改革で、総合支所も含めた組織改編という風に思うのですが、実際に総合支所に行ってみて、今までよりも職員の負担が重くなっているのではというイメージがある。そういった意味で、先ほどの教員と一緒に、人員的に大丈夫なのかな、組織的に完全に対応ができるのだろうか。前に〇〇さんが施設を借りに行ったら、なかなか貸してもらえなかった、総合支所になってからね。住民に不便をかけることにならないのかなという心配を持っているのですが。しっかりとした目的を1つは聞きたいです。それと、もう1つこれは経費の削減になるのかわからないのですが、今、前期高齢者については国民健康保険に入っていて被保険者証がある。それともう1つ、青色の割合の書いてある高齢者受給者証があります。二つを一緒に持っていないと医者にかかれないというか、10割取られてしまう。被保険者証の後ろにね、支給割合などを書けば、その分の費用はいくら削減されるかわからないけれども、可能なんじゃないか。使う方の身にとっても、片方は大きいし、名刺入れみたいなのにも入らないしというのを考えると一本化してもらったほうがいいのではないかという要望と質問です。とりあえず2つ。

児玉部会長： 総合支所についてはいかがでしょうか。

事務局： 組織の改編につきましては、毎年検討をしてきておりまして、28年度4月に行った組織改編については、栃木市の基本的な姿、合併後の基本となる組織を作りましょうという目標を掲げ改編について考えてきました。1つは総合支所方式を維持するというのがあります。そうした中で効果的で効率的な組織でなければいけないが、どうしても総合支所と本庁との二重行政という部分が組織的にありましたのでそれを解消すると。二重行政というのは簡単に言いますと、部長さんが2人いるというような状態でしょうか。総合支所長は位置的に言うと部長さんです。そして本庁にも部長さんがいて、そうすると、例えば大平地域ですと、総合支所の支所長さんの職務と本庁の部長さんの職務がどうしても被ってしまってなかなかうまくいかない部分もありましたので、そういったところをまず、解消する。本庁直轄の組織というような形をする中でスリム化をすると。総合支所組織は維持するということで、住民のサービスの面でご不便をなるべくおかけしないようにしようということで、わかりやすくシンプルな組織の体制を考え、今回の見直しということになります。全ての総合支所を、三課体制にしています。

児玉部会長： 町役場から総合支所になって、不安を感じる住民の方もいらっしゃるのですが、栃木市の組織再編の方向性は正しいと思います。部長級を支所に残すより、地域会議や地域予算の制度を設けたほうが、住民の意思に沿った組織かつ効率的な組織になると考えています。

保険証を1つにまとめるという話は、どうですか。

事務局： 被保険者証と負担割合を表した受給者証がなぜ分かれているのかという理由は明確に説明することはできないということと、それらを1つにできるものかどうかということもこの場で返答はできません。

児玉部会長： 主管課はどちらになりますか。

事務局： 保険医療課になります。

児玉部会長： 市民会議でそういう意見が出たということをお伝えいただけますか。

委員： 最近、マイナンバーカードができましたね。マイナンバーカードには保険証も含まれるような、すぐにはできないと思いますが、そちらのほうはどういった話になっているのでしょうかね、役所の方としては。マイナンバーに当然できるように行っているのか、今の方式のままで続けるのか。多分マイ

ナンバーのほうに行くようになるとは思いますが。

事務局： それも確認しないとお答えできませんが、マイナンバーカードに、確かに例えば住民票を取る機能などを持たせることは可能なのですけれども、カードに保険証の番号を持たせて、それで統一が図れるように進めているのか、それも確認していないので、あとでまた調べてお答えしたいと思います。

委員： 私は総合支所に支所長を置け、ということを行っているつもりではないですからね。住民からすれば、今の組織形態で職員が大変だなと思うと大丈夫かな、ちゃんと今対応できるのかなと不安を感じることにはある。その行政改革そのものについて反対するつもりはないけれども、ただ費用の問題だとかスリム化だとかいうことだけでは心配だと思います。

児玉部長： 出先機能が縮小していくことに対する不安ですね。

児玉部長： 他に29条に関してご質問ありますか。4項の、「地域における資源」は観光資源とか天然資源以外にも、福祉資源とかがあると思います。そうすると、地域福祉計画も、これに関連する制度になるのではないかと。観光資源には限られないのではない。もう1つは、8項の施設管理に関して、解説には「公共施設や道路、水道等」と書かれていますけれども、例示いただいた、橋梁の長寿命化に関するもの以外にも、公共施設の管理計画とかいくつかの関連計画があると思うのですけれども。

事務局： 地域福祉計画のお話でしたがもちろん福祉に限らず、この資源というのは人の資源とかも当然に含まれるという理解です。たとえば、ふるさと大使は市の魅力を伝えていただけるような方になっていただいて、活動していただいているというのもありますし、部会長がおっしゃるような地域福祉計画の中で福祉的な資源を活用していく視点も大切だと思います。

児玉部長： 網羅的に挙げるのは大変ですが、これ以外にも例示があってもいいのかなと思いました。

事務局： それと今第8項のお話ですが、実はこれ以外にはまだ策定はできていないのですが、長期営繕計画とか、施設の長寿命化計画であるとか道路整備基本計画とか、そういった計画を策定すべく動きだしはしておりますが、まだ策定には至っておりませんが、担当課の方で進めている途中ですので、紹介させていただきます。

事務局： 公共施設全体の話ですけれども、皆さんもご存じのように合併いたしました、同じような施設が多数あります。その中に老朽化した施設も多くありますが、このまま行くと、維持管理費だけで市の財政状況が厳しくなってしまうため今年度から公共施設再編課という課を新しく作りました。これまで総合政策課のほうで公共施設の再編を担当しておりガイドラインまではできているのですが、今後どのような修繕をしていくか、統合していくのか、あるいは統合した上で新しい施設を作っていくのか、というような検討を今年から本格的に始めるということになっております。

児玉部長： 今挙げていただいたことも関連制度ないし関連組織ということで例示いただければと思います。

(第 31 条) 資料 3

児玉部長： 続いて第 31 条、財政分野に関してご説明をお願いいたします。

事務局： 自治部会資料の 3 をご覧いただきたいと思います。第 31 条は財政運営に関する規定で第 1 項、第 2 項につきましては健全な財政運営の責務と予算編成の方法を定めており、第 3 項、第 4 項については、財政計画や予算編成などを市民へ分かりやすく説明するというものを規定したものです。3 ページをお開き下さい。第 3 項の規定に基づきまして、市のホームページで予算編成の過程を公表しております。この中で予算編成の流れを載せてあるページがありますので、5 ページをお開きください。「栃木市の予算ができるまで」ということで載せてあります。予算編成方針が示されまして、それに基づき各課で予算案を編成していきます。その後内部の手続き、市長査定を経まして、市議会の議決を経て予算が決定される流れとなります。資料の 6 ページにつきましては、平成 27 年度の予算編成方針ということで載せてあります。第 2 項におきまして、総合計画に基づく予算編成が規定されているところがありますが、この 6 ページの 3 番に平成 27 年度予算一般財源要求限度額と載せてあるところをご覧ください。総合計画の一部である実施計画に基づきまして、予算を要求することになっています。また 4 番、予算編成の基本方針においても、総合計画を念頭に各課で予算編成作業を行なうことになっております。4 項の規定については 9 ページをご覧ください。財政に関する資料の公表ということで、毎年広報とちぎの 11 月号にその前年度の決算状況を掲載しております。また、本日お配りいたしました、「栃木市予算のあらまし」という冊子についても市の広報に折込ということで各家庭にその年の予算状況というのをお知らせしており、財政に関する資料を公表しています。

児玉部会長： ただいまの説明について何かご質問ありますか。毎年予算編成方針を取りまとめ、そのプロセスも紹介されていて、予算のあらましについては冊子が作られ、決算状況についても広報紙で公表されている。31条の各項の趣旨に沿った制度化がなされていると思えますが、いかがでしょうか。

委員： これはこれでいいと思うのですが、我々にもわかるような、何をどう見てどうしたらどこ見たら「なるほどな」と思えるのか、その辺の見方を教えていただけたらと思います。

児玉部会長： わかりやすい予算書は、施策の目的ごとに、予算をつけるものが望ましいのですが、栃木市に限らず自治体の予算書は、目的別にはなっていないで、性質別になっていて、ある目的にいくらお金が使われているかが分かりにくい。自治体なりに工夫はしているのですが、栃木市の取り組み以前に、地方財政制度そのものに問題があると思っています。

委員： これを見て「なるほどな」、という風に、なかなかそこまで行くのは勉強不足でダメだなと思いました。

事務局： 栃木市の予算や決算は、部会長が言われたように需用費や役務費に分かれているのですが、職員が見ても、何に使っているかが分からない。もちろん市民の方が見ても需用費って何に使っているのかというのが分からないというような状況になっています。そうした中で決算書とか予算書の説明欄という欄がありますが、そこにこの事業についてはいくらかかりますよ、と事業別に記載をしております。予算についても広報とちぎに掲載していますが、家計に例えるとこういうことなのですよ、というような表現をしながら市民の皆様に、少しでもわかりやすいような表現ができるような努力をしております。

児玉部会長： 栃木市は合併直後ということもあって、例えば同じ費目が旧町村ごとに並んでいる。行政評価をやる時に、1つにまとめてくれないかなと思います。

事務局： これまでの予算書というのが本庁と総合支所で同じ経費があるとそれぞれ持っていたという事になりますので、本庁が1つあって総合支所が5つあったから同じ項目が6つ並んで、本庁とか大平とか藤岡とかというような体裁になっていました。先ほど組織の集約化を囚ったとお話ししましたが、今度は総合支所単位ではなくて、総合支所それぞれの課が、本庁の部の中に入って参りましたので、少しでも解消していけるのではないかと考えております。

児玉部会長： 本庁に機能を集約すると予算書も見やすくなるかもしれません。あと他にいかがですか。先に進めます。

(第38条) 資料4

児玉部会長： 続いて第38条をお願いいたします。

事務局： 自治部会資料の4をご覧ください。第38条出資団体等に関する規定で、市が出資などをした団体の運営の透明性の確保の観点から規定されております。第1項に関しては、既に地方自治法に基づく財政援助団体の監査というものがあります。3ページから5ページについては、監査委員が行った監査の資料です。3ページについては、年度ごとに監査した団体の名称が、4ページ、5ページについてはその例示としまして、国際交流協会の監査の結果を載せています。第2項については、そうした団体に対して、出資の目的が達成されるよう市が必要な支援を行うことと規定されています。6ページに行革大綱・財政自立計画取組事項一覧表を載せています。この行政改革大綱の中に外郭団体の経営改善という項目があります。7ページをご覧ください。外郭団体の経営改善計画の流れが書いてあります。所管課を通じて、改善計画を外郭団体に提出をしてもらっています。9ページは、その改善計画の記入例ということで載せてあります。こうした計画の進捗管理を通じて計画が達成されるよう、支援しています。

児玉部会長： 38条は、出資団体等と書かれてあるように、出資している団体だけが対象なのではなく、補助金を出していたり、業務を委託していたり、あるいは職員を派遣している団体も含まれる。全体像を把握するのは難しい。網羅的というよりも必要に応じてだと思えます。出資団体は何団体あるのでしょうか。

事務局： 出資団体ですけれども、出資している先としては21団体あります。

児玉部会長： これは市民の方がわかりますか。

事務局： 例えば、栃木県農業信用基金協会に出資しています。栃木県信用保証協会、地方公共団体金融機構、栃木市土地開発公社、みかも森林組合、栃木市水道事業、公益財団法人栃木県農業振興公社、栃木県南地域地場産業振興センター、栃木県国際交流協会、栃木県シルバー人材センター連合会、とちぎ健康福祉協会、栃木県観光物産協会、栃木県暴力追放県民センター、栃木県臓器移植推進協会、とちぎ建設技術センター、リバーフロント研究所、砂防ボランティア整備推進機構、渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団、藤岡町農

業公社、都賀町農業公社、栃木県林業従事者育成確保基金に出資・拠出して
おります。

児玉部会長： この規定では市民が直接把握することを想定しているのではなく、市が出
資団体に対して情報を開示させたり、コントロールしなさいという趣旨かと
思います。では次に参ります。

(第 44 条) **資料 5**

児玉部会長： 我々の規定になりますが第 44 条、よろしくお願いいたします。

事務局： 自治部会資料 5 をご覧ください。44 条については、市民会議に関する規
定です。第 1 項により設置が規定されている他、資料 3 ページに載せてある
市民会議条例で、市民会議の設置以外の所掌事務とか、組織の体制など規定
されています。5 ページ以降は市ホームページで公表されている市民会議の
情報です。平成 26 年度と 27 年度の状況をこちらの資料に載せております。
第 3 項、第 4 項については市民会議の中で検証したものに関して市長に報告
することが規定されており、第 4 項についてもホームページ上で、市民に公
表しているところです。

児玉部会長： 何かご質問はありますか。

委 員： 第 44 条の 2 項ですが、「公募による委員を一定数以上含まなければならな
い」とあって、3 ページ以降の市民会議の条例の条文の中には、これに関する
規定が見当たらないのですが、どこかでこの公募委員が一定数以上ということ
は規定されているのですか。(市民会議条例の) 第 3 条 2 項では委嘱しなけれ
ばならないとはありますが、一定数以上とはないですね。

事務局： これは手元に資料を持ってきてないのですが、前回ご審議いただいたことが
あったと思うのですが、審議会においてはガイドラインというものを市
のほうで制定していきまして、公募委員がその委員の何割ということでガイドラ
インを作っています。委員の人数が 10 人だったらそのうち公募は何人とか、
20 人だったら何人というようにガイドラインで規定しています。それに基づ
いて市民会議の場合は、定数が 70 人以内ですので、ガイドラインにあてはめ
て、その人数以上は公募委員ということでございます。

児玉部会長： 本来ならば条例に基づくべき、ところですが、実際には会議の性質とか規
模によって変わってくるので、ガイドラインに即して運用しているというと
ころでしょうか。

児玉部会長： いかがでしょうか。一応44条に基づいて、市民会議条例が制定されております。

委員： 事業仕分け関係のことで、市民会議で事業仕分けをやめて市民会議からの提言がなんとかと言うのがあったと思うが、それは、ここの中（第3項第2号）の市長が必要と認めるという事項の中に入ってくるのですか。

児玉部会長： 第3項の第1号は自治基本条例部会のことでしょうが、総合計画部会の内容は第2号の「その他市長が必要と認める事項」だと思いますし、市の歌とか花とか、ふるさと納税に関する事柄も、その他事項という気がします。

事務局： 先ほどのガイドラインの件ですけれども、市で制定している栃木市審議会等の設置及び運営に関するガイドラインで、公募委員については2人以上、委員の定員数が20人を超える審議会にあっては3人以上とするようにと定めてあります。現在、栃木市市民会議では公募委員が19人ということですので、ガイドラインとしてはクリアしているというところですよ。

委員： でも本当は、ここに書いてあるのは、ちょっとそういうことじゃないよね。ガイドラインに達しているかどうかというのは。まあ手を挙げないということになってしまう。

児玉部会長： そこはやはり課題ですね。

委員： しょうがないというところにはなると思うのですが。

児玉部会長： 解説の1ページの第5項のところで、「市民会議の設置に関しては栃木市市民会議設置条例(仮)として定める」と書いてあるのですがけれども、実際に制定されたのは市民会議条例なので、解説は直していただいた方が良いでしょう。

事務局： はい。

(第45条) 資料6

児玉部会長： 第45条、条例の見直しについてお願いいたします。

事務局： 自治部会資料6をご覧ください。自治基本条例そのものの見直しの規定となっています。この部会の中でまさに検討されていることです。次のページをご覧くださいと思います。この自治基本条例部会で平成27年度7月から自治基本条例の見直しの作業を行っていますので、その回数と検証した

条項を載せてあります。また、見直しのイメージとしまして、下に図で載せているとおり、条例の施行が平成24年10月1日ですので、その5年以内に第1回目の条例の見直しを行います。この第1回の見直しに至る作業ということで今回自治部会で検討いただいているところです。この規定の通りということであれば今後5年ごとに繰り返し見直しを進めるというような内容になっております。

児玉部会長： 見直しについては5年ごとに今後も行っていくという規定になりますけれどもいかがでしょうか。

委員： 第2項の最後に、「市民会議のほか、市民の参画の下に行わなければならない」と書いてありますね。これは具体的に何かということを知りたいのですが、要するに、パブリックコメントの他に何かあるかが知りたいです。市民会議、パブコメ以外に何か考えていますかということをお聞きしたいです。

事務局： パブコメ以外に考えているものがあると言われると、ないです。

委員： それならこれ、ちゃんと条例を満たしているのか、まああんまりいろんなものを作っても仕方ないですね。

児玉部会長： パブコメですらなかなか意見が出ていない状況ですが、こういった条例等の見直しにはパブコメが一番通りやすいし、質問も回答もしやすい。

委員： パブコメだったら何も出てこないのも結構ありますね。

児玉部会長： 技術的なものについては利害関係者以外から意見がない。

委員： わからないですものね。意見の出しようがない。

児玉部会長： 意見がないというのがまた意見ですからね。

委員： 意見がないというのがわかればいいけど、出しようがないっていうのは困るよね。

児玉部会長： あといかがでしょうか。今後の見直しが必要なわけですが、これまでと同じように取り組んでいくかどうかは、再考が必要かなという気がしますね。今回初めての見直しですので、相当力を入れて丁寧に見ていますが、ある程度、条例の運用が安定してきたら、不備の所だけを集中して直していくということも出てくるでしょうし、場合によっては必ずしも部会を設置しなくて

もいいということが出て来るかもしれないと思います。

児玉部会長： 一通り検討を進めて参りましたがけれども、本日の議題に関して、補足的に質問等ありますでしょうか。もう一度おさらいするのですよね。

3 その他

事務局： 今後のスケジュールにつきましてご案内させていただきます。全体会資料1をご覧ください。本日5月の11日が今年度の1回目という事で、次回が7月の1日時間は19時からということで予定しています。7月1日の議題ですが、行政運営の2ということで、自治部会資料6に条項は載っていますが、そこに記載された内容の検証の他、2月に全体会で中間報告を行ったわけですが、中間報告までの内容に基づいて、この条例の見直しの提言書の素案について、お示ししたいと考えています。どのような形で提言書をまとめていくのかという、内容の方向性とかそういった部分でのご審議をいただいて確認をしたいと思っています。そこで素案の提言書が固まった場合に、7月27日の全体会に中間報告までの内容で、提言書の素案を全体会に諮りたいと考えています。9月の部会については、これまで見ていない条文について検証して、最後の11月の部会では、全部の条文に関して、最終的な検証結果の提言書ですね、それを最終素案というものをご審議いただきたいと考えています。そこで最終素案がまとまれば、12月20日の全体会に、条例見直しの提言書の原案を作成するために、全体会に付議するという形で考えています。

児玉部会長： 次回は7月の1日、残る条文について検討し、7月27日の全体会に、素案、中間報告を行い、9月にもう1回、その他を精査した上で、11月に提言を取りまとめて、12月の全体会で最終報告をする、という手順ですね。よろしいでしょうか。今後ともまたご協力をお願いいたします。

4 閉会